古丹別小学校いじめ防止基本方針

平成30年11月改定
令和　3年01月改訂
令和　7年01月改訂
令和　7年11月改訂
令和08年11月改訂



苫前町立古丹別小学校

【目　次】

Ⅰ　いじめの基本的な考え方

１　いじめとは
　（１）　いじめの定義
　（２）　いじめの構造、特徴
　（３）　重大事態の定義
２　いじめの対応に関する基本的な考え方
　（１）　町教委・学校・家庭・地域が一体となった取組の推進
　（２）　推進すべき４つの対応視点
　（３）　本校における基本姿勢と組織的アプローチ
３　いじめ防止等のために学校が果たすべき役割
　（１）　「古丹別小学校いじめ防止基本方針」、「いじめ防止等対策委員会」の設置学校基本方針の策定と積極的な周知
　（２）　豊かな心を育む教育の推進全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育の充実
　（３）　生活指導・教育相談体制の充実と強化、教職員が児童と向き合う時間の確保（学校業務改善の推進）

Ⅱ　いじめの防止等のための具体的な取組

１　未然防止【いじめの予防】
　（１）　生活指導・教育相談の充実・強化
　（２）　すべての学校教育活動を通した取組
　（３）　「いじめ防止等対策委員会」による組織的取組
　（４）　家庭・地域との連携
２　早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
　（１）　早期発見のために学校がとるべき体制
　（２）　いじめの早期発見に向けた具体的な取組
　（３）　家庭・地域との連携
３　早期対応【現に起こっているいじめの対応】
　（１）　管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
　（２）　対応する上での留意点とアフターケア
　（３）　インターネットやスマホを利用したネットいじめへの対応
　（４）　教育相談の在り方と専門機関の活用
　（５）　保護者・地域・関係機関との連携
４　重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】
　（１）　重大事態の判断について
　（２）　重大事態への対応と関係機関・保護者との連携
　（３）　調査組織の設置と構成
　（４）　被害者側への丁寧な説明と情報提供
　（５）　調査結果の公表と再調査

Ⅰ　いじめ防止等に係る基本的な考え方

１　いじめとは

（１）　いじめの定義

道の条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、設置者として、次の点に留意します。

○　いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○　インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○　児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 22 条及び道の条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○　「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○　児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○　発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

＊この定義付けは、「苫前町いじめ防止基本方針」の引用である。

（２）　いじめの構造と特徴

○　いじめの構造～「四層構造」としての把握

いじめは、単に「加害者」と「被害者」の２者間だけで成立しているのではなく、周囲の人間関係を含めた「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の４つの層で成り立っている。

＜被害者から見た周囲の認識＞

いじめを受けた児童の立場からは、周りではやしたてる児童（観衆）だけでなく、見て見ぬふりをする児童（傍観者）も含めて、全員が「いじめを行っている人」として見えている。

＜集団全体への働き掛けの必要性＞

この四層構造を踏まえ、一部の当事者だけにアプローチするのではなく、集団全体にいじめを許容しない雰囲気・環境を形成していくことが求められる。

○　いじめの特徴～「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の重要性

特別な環境や特定の子どもだけでなく、あらゆる子どもや学校において発生する可能性がある。

＜被害と加害の流動性＞

いじめを行った児童といじめられた児童が、時期や状況によって立場を入れ替えながら、双方が被害と加害の両方を経験している場合がある。

＜軽重をつけない丁寧な対応＞

暴力を伴わないいじめ（無視や悪口など）であっても、いじめの大きさに差をつけたり軽視したりせず、すべてに対して丁寧に対応することが重要である。

（３）　重大事態の定義

重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

①　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○　①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

・　児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合
・　精神性の疾患を発症した場合　　などが該当する。

○　②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

２　いじめの対応に関する基本的な考え方

（１）　町教委・学校・家庭・地域が一体となった取組の推進

○　人権意識と安心・安全な社会の基盤づくり

いじめ問題への対応は、子どもたちの人権を守り、差別や偏見のない安心・安全な社会を築くための根幹となる取組である。

○　総がかりによる対応体制の構築

いじめを学校単体の問題にとどめず、苫前町教育委員会・学校・家庭・地域住民・関係機関（警察・児童相談所等）が密に連携し、地域社会全体で子どもを見守り支える体制を推進する。

（２）　推進すべき４つの対応視点

いじめは「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という強い認識の下、特定の教員に抱え込ませず、全教職員および家庭・地域との連携により、以下の４つの視点で取り組みを推進する。

○　未然防止【いじめを生まない環境づくり】

子ども同士が認め合い、安心して過ごせる学級経営と、人権尊重の意識を高める教育を徹底する。

○　早期発見【小さなサインの見落とし防止】

見えにくいいじめや SNS 上のトラブル等も含め、子どもの変化やサインを速やかに察知する。

○　早期対応【迅速かつ組織的な解決】

認知した時点で直ちに「学校いじめ対策組織」を中心に全校体制で介入し、被害児童の保護と加害児童への適切な指導を行う。

○　重大事態への対応【生命・心身・財産の保護と検証】

生命、心身、または財産に重大な被害が生じた（あるいは不登校を余儀なくされた）疑いがある場合は、速やかに町教委へ報告し、ガイドラインに基づき事実関係の調査と再発防止を図る。

（３）　本校における基本姿勢と組織的アプローチ

○　未然防止に向けた構造的な教育活動

道徳教育や人権教育をはじめ、すべての教育活動を通して豊かな人間性や思いやりの心を育むとともに、児童生徒自らがいじめ防止に取り組む主体的な活動を推進する。

○　「軽微なアピールも見逃さない」積極的な認知と早期発見

「いじめはどのクラスでも起きているかもしれない」という危機意識を常にもち、「いやな思いアンケート」の実施や面談、日常生活の丁寧な観察を通じて、子どもからの小さな訴えを積極的にいじめとして認知し、組織で迅速に対応する。

○　組織的・粘り強い対応と「確実な解消」の判断

いじめを認知した際は、特定の担任等に抱え込ませず「学校いじめ対策組織」による全教職員体制で速やかに指導・支援を行います。被害児童の安全確保を最優先とし、単に謝罪させただけで終了とせず、「いじめ行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の双方を満たした上で、長期的に経過観察を行い、確実に解消するまで粘り強く対応する。

３　いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

（１）　「古丹別小学校いじめ防止基本方針」、「いじめ防止等対策委員会」の設置学校基本方針の策定と積極的な周知

本校におけるいじめの防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定・改定し、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、保護者や地域へ広く周知を図る。

○　「いじめ防止等対策委員会」の設置と PDCA サイクルの徹底

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組について、「いじめ防止等対策委員会」を中心に把握・検証し、学校評価等を活用した PDCA サイクルを回すことで、より実効性のあるいじめ防止の取組へと継続的に改善を図る。

（２）　豊かな心を育む教育の推進全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育の充実

児童一人ひとりの夢の実現に向け、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊

かな人間性を育むため、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、互いに伝え合うことのできる道徳教育を充実させる。

○　規範意識の醸成に向けた指導の徹底

いじめの未然防止を図るため、「きまりを守ること」「節度ある生活をすること」「礼儀正しく人と接すること」など、児童の心身の成長段階に応じた重点的かつ具体的な規範意識の醸成を図る。

○　自己肯定感・自己有用感を高める実践的な取組

生活指導において年間複数回の教育相談等を実施し、児童の自己肯定感や自己有用感を育みます。また、児童会が主催する自主的な活動等を通じて、「楽しい学校 ≒ 安心・安全な学校 ≒ いじめのない学校」を目指した主体的な取組を展開する。

（3）　生活指導・教育相談体制の充実と強化、教職員が児童と向き合う時間の確保（学校業務改善の推進）

教職員が一人ひとりの児童とじっくり向き合い、小さな変化やサインを見逃さない体制を整えるため、全教職員で学校業務改善を推進し、多忙化の解消と指導時間の確保に努める。

○　地域・外部専門家および関係機関との緊密な連携

学校運営協議会委員、民生児童委員、社会教育委員、人権擁護委員等の外部専門家をはじめ、教育委員会、警察、町福祉部局などの関係機関と一層緊密に連携し、地域ぐるみでいじめ防止等の取組を支える体制を強化する。

○　小小・小中連携（校種間連携）の促進

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を実効性あるものにするため、また入学・進級時の環境変化による不安やトラブルを防止するため、「苫前町研究協議会」等を核として、異校種間における情報共有や一貫した支援体制の構築に努める。

II　いじめの防止等のための具体的な取組

1　未然防止【いじめの予防】

（1）　生活指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題を根本から解消するため、発達段階に応じた開発的・予防的な生徒指導を推進する。

ア　教職員の資質能力の向上

- 事例研究や教育相談等に関する校内研修会を積極的に実施する。
- 教職員自身が人権意識を深く高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ　生活部会のもち方や教職員への情報提供

- 問題行動等の事後対応にとらわれず、いじめの未然防止に向けた取り組みの検証と改善を図る場とする。
- 各分掌・各学年と緊密に情報共有を図りながら生活部会を定期的に開催し、適宜、全教職員へ情報提供を行う。

ウ　教育相談体制の確立

- 全ての児童が個性や能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助機能を重視し、教育相談週間等を設定して実施する。

エ　児童の行動観察

- 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、クラブ活動等を通じて児童とふれあう機会を

意識的に増やし、行動観察を行うとともに、日頃から信頼関係を構築する。

オ　児童の心の理解

・　ノート、生活アンケート、教育相談や健康調査のカード等を通じ、児童の小さな心の変化やサインをいち早くキャッチするよう努める。

カ　家庭・地域社会との連携

・　開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域社会と一体となった学校運営を行います。

（２）　すべての学校教育活動を通した取組

・　自治的活動を通じた支持的風土の醸成

・　児童会活動や学級活動等を通じ、他者の考えや立場を尊重しながら、自分の考えを安心して発言し合える集団の支持的風土を醸成する。

ア　各教科・総合的な学習の時間

・　教職員と児童の信頼関係を基盤に教育効果を高め、授業の中で児童の考えや意見を引き出し、互いを認め合い支え合える雰囲気づくりを行う。

イ　特別の教科 道徳

・　「いじめ」に関する題材を扱う際は、学校や学級の実態に配慮し、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」心情や態度を育成します。

・　人権教育や、自殺防止の観点を踏まえた「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」についての指導を深める。

ウ　特別活動等

・　学級活動、学校行事、児童会活動、クラブ活動等において主体的な場を設定し、他者との協力や成し遂げる喜びの体験を通じて、多様な他者の価値を認める集団規範を醸成する。

（３）「いじめ防止等対策委員会」による組織的取組

○　日常的な評価・検証と情報共有

・　「いじめ防止等対策委員会」を活用して、いじめの防止等に関する取組を日常的に評価・検証し、全教職員へ素早く情報共有が図られる機動的な体制を維持する。

・　未然防止の視点からの再構築

・　学校における様々な教育活動をいじめの未然防止の視点から捉え直し、組織全体で主動的に取り組む。

○　「拡大いじめ防止等対策委員会」の活用

・　学校運営協議会委員などをメンバーに加えた「拡大いじめ防止等対策委員会」を必要に応じて設置し、学校の現状や取組について地域と協議・共有する。

（４）　家庭・地域との連携

○　いじめの問題は、学校と家庭・地域社会が密に連携し、協働して解決を図る姿勢を基本とする。

ア　家庭との連携

・　日頃から学校のいじめ防止に対する姿勢や方針を家庭に示し、認識を共有しながら協働して児童を見守り育てる。

イ　地域社会との連携

・　学校生活の状況を定期的に家庭・地域社会へ発信する。

・　PTA をはじめ、学校運営協議会、連合町内会等の関係団体と連携し、地域ぐるみでいじめ問題に取り組むネットワークを構築する。

・　日頃から地域の相談窓口や関係機関とも緊密に連携を図る。

２　早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

（１）　早期発見のために学校がとるべき体制

全教職員による緊密な連携と日常的な把握 いじめは外から見えにくい特性があるため、学級担任にとどまらず、養護教諭、栄養教諭、生活指導担当、学校教育支援員、スクールカウンセラー（SC）等、関係するすべての教職員が密に連携し、学校生活全体をきめ細かく把握する体制を確立する。

多角的・多面的な実態把握と組織的運用 学校評価や短期間で実施する生活アンケート等を活用して児童や保護者の実情を定期的に把握し、日常的な見直しを図る。また、養護教諭や特別支援教育コーディネーターを生活指導に関する校内組織（生活部会等）に適切に位置付け、SC 等の専門家とも緊密に連携する。

（２）　いじめの早期発見に向けた具体的な取組

全教職員の毅然とした姿勢と信頼関係の構築 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめを受けた児童を必ず守り通す」という毅然とした姿勢を日頃から示す。また、１日の時程の見直し等により児童とのふれあい時間を確保し、日常の行動観察や日記、生活アンケート等の客観的データや対話を通じて内面の変化やサインを鋭くキャッチできるようにする。

相談しやすい環境の整備 些細なことでも安心して相談できるよう日常的な声掛けを行うとともに、個別の教育相談等においては他の児童に気兼ねなく落ち着いて話せる環境を整える。

（３）　家庭・地域との連携

保護者懇談会等の工夫と学校評価の活用 保護者懇談会の時間や開催方法を工夫して参加を促し、学校評価等の声を課題把握や学校の活性化に生かす。

地域ぐるみの見守り体制の構築 地域の広場や児童の立ち寄り場所について、地域の関係団体と連携して組織的な巡回指導を行うとともに、地域行事への積極的な参加を促す。

３　早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

（１）　管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

○　教育委員会や関係機関と連携し、迅速・的確かつ組織的な対応を全校体制での推進

事実関係の確認と「いじめ対策会議」の開催 いじめの疑いや申し出があった場合は、日常の行動観察や聴き取り等で速やかに詳細を確認し、「いじめ対策会議」（必要に応じて職員会議）を開催して協議する。

○　役割分担に基づく組織的対応

- いじめを受けた児童→信頼関係にある教職員が担当する。
- いじめを行った児童→生活指導係を中心に複数の教職員が担当する。
- 周りの児童（観衆・傍観者）→該当学年ブロック教員等を中心に対応する。
- 保護者対応→被害児童側は学級担任を中心に管理職等複数で誠意をもって対応し、加害児童側は事前に協議の上、担任・管理職・生活指導担当等の複数で対応する。
- 関係機関・外部への対応→管理職や生活指導担当が教育委員会や警察等の関係諸機関、PTA 等と連携する。

（２）　対応する上での留意点とアフターケア

- いじめを受けた児童への対応→「絶対に守り通す」との姿勢を示して全教職員で支え、本人の要望を聴き取りながら学校生活の様々な場面で自信を回復させ、精神の安定を図る。

- いじめを行った児童への指導→当事者や周囲から正確に実態を把握し、自分の言動が相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、「説得より納得」による内省を促す。単なる叱責にとどまらず、背景にある心理的要因やストレスに十分に耳を傾ける。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導→いじめを見たら制止するか教職員に申し出るよう指導し、報告してきた児童の勇気と態度を称賛するとともに、仕返しを受けないよう秘密を厳守する。
- いじめのアフターケア～いじめが「表面上止まっている状態」と「完全に解消している状態」は異なることを認識し、偽装化・陰湿化の可能性も視野に入れながら、関係児童の様子を長期的・継続的に注視する。

（3） インターネットやスマホを利用したネットいじめへの対応

掲示板、チャット、ゲーム、SNS 等での誹謗中傷や個人情報流出等のネットいじめについても基本的な対応は同様とし、申し出を受けた際は実際の書き込みや画面等を確認の上、可及的速やかに具体的な対応策を講じて被害拡大を最小限に抑える。

（4） 教育相談の在り方と専門機関の活用

被害児童の精神的な苦痛への全面的な共感と寄り添いを行うとともに、加害児童に対しては毅然とした指導を行いつつ動機や心理的背景に焦点を当てる。また、保護者の養育環境等に課題がある場合は、民生児童委員等による個別支援への積極的な働きかけや、SC 等の専門家との連携を強化する。

（5） 保護者・地域・関係機関との連携

家庭との連携 解決に向けて「学校で行うこと」「家庭でできること」を明確にし、事実を認めない場合等には SC や民生児童委員の同席・支援も検討しながら協力を求める。また、地域・関係機関との連携 開かれた学校づくりを進め、地域からの積極的な協力を得るとともに、平素から所轄の駐在所や教育相談機関等の関係機関と緊密に連携・協働する。

4 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

（1） 重大事態の判断について

○ 「疑い」の段階での迅速な着手

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。被害が「確定」してからではなく、その「疑いがあると認めるとき」の段階で速やかに対応・調査に着手する。

※ 重大な被害の主な例

児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など。

○ 欠席日数に関する目安と柔軟な対応

「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ「年間 30 日」を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

○ 児童・保護者からの申し立ての受容

児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校側が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、法第 28 条の重大事態が発生したものとして扱い、直ちに教育委員会及び町長への報告、並びに調査に着手する。

（２）　重大事態への対応と関係機関・保護者との連携

○　迅速な報告と組織的対応

　重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて苫前町長へ速やかに報告する。

○　被害児童・保護者に寄り添った支援

　いじめを受けた児童の立場に立ち、いじめから徹底して守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要に応じて就学校の指定変更等の弾力的な対応も検討する。

○　加害児童への指導と教育的配慮

　いじめを行った児童に対しては、その行為の重大性を認識させ、立ち直りを支援するため必要な指導や教育的配慮を行う。その際は、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、理解と協力を得ながら進める。

○　関係機関との緊密な連携

　必要に応じて警察や児童相談所等の関係機関と適切に連携を図り、総合的な解決と再発防止に努める。

（３）　調査組織の設置と構成

○　事案の特性に応じた調査主体の判断

　重大事態における調査は、事案の特性や実態に応じて判断する。

ア　不登校重大事態

　対象児童への支援や状況把握を目的とし、主として「学校主体（学校いじめ対策組織等）」で調査を行う。

イ　児童の死亡・自殺（疑いを含む）等の深刻な事案

　調査の公平性・中立性を確保するため、「教育委員会（学校の設置者）主体」で調査を行う。

ウ　専門的知識を有する第三者の参加

　調査組織には、法的・医療的・心理的・福祉学的等の専門的知識を有する第三者（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者）を加えて構成する。

（４）　被害者側への丁寧な説明と情報提供

　調査のプロセスにおいては被害児童・保護者に徹底して寄り添い、次の対応を誠実に行う。

○　事前説明の実施

　調査を開始する前に、調査の目的、調査組織の構成員（氏名・役職）、調査方法、おおむねのスケジュールについて詳細に説明し、意向や要望を聴取する。

○　定期的な進捗報告

　調査が長期化する場合（概ね３か月以上）は、少なくとも１か月に１回程度、進捗状況を定期的に報告する。

○　調査結果の提供・説明と所見書の添付

　調査終了後は結果報告書を適切に提供して詳細に説明するとともに、町長への報告の際に被害児童・保護者の所見（意見書）を添えることができる旨を説明し、その意向を確認する。

○　被害者側の意向への配慮

　被害児童・保護者が調査を望まない意向を示した場合でも、それを理由に重大事態として取り扱わないことはせず、調査方法を柔軟に工夫した上で、学校の対応の検証と再発防止のために必要な調査を実施する。

（５）　調査結果の公表と再調査

○　調査結果の公表

　調査報告書は、事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の影響等を総合的に勘案し、個人情報保護法やプライバシーに最大限配慮した上で、特段の支障がなければ社会全体でいじめ防止を考える契機として公表することを基本とする。

○　町長による再調査

　教育委員会からの報告を受けた町長は、当該重大事態への対処や同種事態の発生防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設置する等の方法により、調査結果について再調査を行うことができる。町長が再調査を行った場合、その結果を町議会に報告する。